

研究開発税制について

企業が試験研究のための費用を支出した場合には、税額控除の優遇措置を受けられる可能性があります。

税額控除の種類にはいくつかあり、それらを総称して**研究開発税制**と呼びます。以下研究開発税制について説明致します。

研究開発税制は、「**試験研究費の総額に係る税額控除制度**」、「**中小企業技術基盤強化税制**」、「**特別試験研究に係る税額控除制度**」及び「**試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度**」の4つの制度によって構成されています。

1. 試験研究費の総額に係る税額控除制度

概要

試験研究費の額の一定割合の金額を法人税額から控除

対象法人

青色申告法人

対象となる試験研究費

製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究費用

税額控除限度額

原則として、試験研究費の額×10% (法人税額の25%が上限)

2. 中小企業技術基盤強化税制

概要

試験研究費の額の一定割合の金額を法人税額から控除

上記1の制度との併用は出来ません。

対象法人

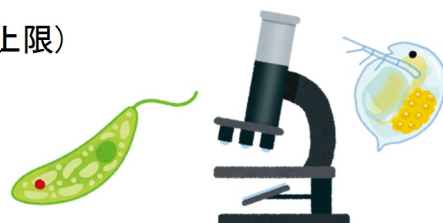
青色申告書を提出する中小企業者等

対象となる試験研究費

製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究費用

税額控除限度額

試験研究費の額×12% (法人税額の25%が上限)



3. 特別試験研究に係る税額控除制度

概要

特別試験研究費の額の一定割合の金額を法人税額から控除

上記 1 及び 2 の制度で控除を受けた試験研究費は対象外

対象法人

青色申告法人

対象となる特別試験研究費

試験研究費用のうち一定の要件(他者で行う試験研究費など)を満たすもの

税額控除限度額

特別試験研究費の額 × 20% または 30% (法人税額の 5% が上限)

4. 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度

概要

試験研究費の額が増加した場合等に法人税額から一定額を控除

上記 1～3 の制度と別枠で適用可能

対象法人

青色申告法人

対象となる試験研究費

製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究費用

税額控除限度額

一定の算式により計算した金額



上記の優遇措置の適用を受けられる試験研究費用の範囲は税法で細かく要件が定められています。

試験研究費用に該当しそうな費用の支出がある場合には一度適用を検討してみてもはいかがでしょうか。

